

香春町公共施設等総合管理計画

第4版

令和7年6月

福岡県田川郡香春町



目次

はじめに

1. 公共施設等総合管理計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 香春町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況・・・・・・・・ 3
2. 有形固定資産減価償却率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込みの算出等・・・・・・・・ 6
4. 町財政の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5. 総人口や年代別についての今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方

1. 公共施設等マネジメントの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 将来世代に選択肢を残す公共施設運営・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. 推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策・・・・・・・・ 17
4. 未利用財産の利活用の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
5. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
6. 分野別に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 計画を実現させるための方策

1. 総合的かつ計画的な管理を実現させるための体制構築方針・・・・・・・・ 46
2. 計画のフォローアップの実施方針等・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
3. 地方公会計の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
4. 進捗管理と改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
5. 過去に行った対策の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1. 公共施設等総合管理計画の目的

平成25年11月、国は「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、その計画の中で地方公共団体への行動計画が示され、さらに平成26年4月22日付け総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」において、地方公共団体への公共施設等総合管理計画の策定要請がなされました。

これから地方自治体では、過去に建築された公共施設や道路、橋梁等のインフラ資産が、次々に更新の時期を迎えることとなります。全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、本町においても厳しい財政状況が続き、人口減少や少子化・高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。この公共施設等総合管理計画では、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、公共施設等の更新や統廃合、長寿命化等を効率的に実施することにより、財政負担を軽減、また、平準化するとともに、公共施設等の適正な管理や配置の基本的な方針を示します。

2. 香春町の概要

香春町は福岡県の東北部に位置する東西6.45km、南北10.6kmの町です。

北部は北九州市小倉南区、南部は赤村、大任町、東部はみやこ町、西部は田川市、福智町に隣接しています。

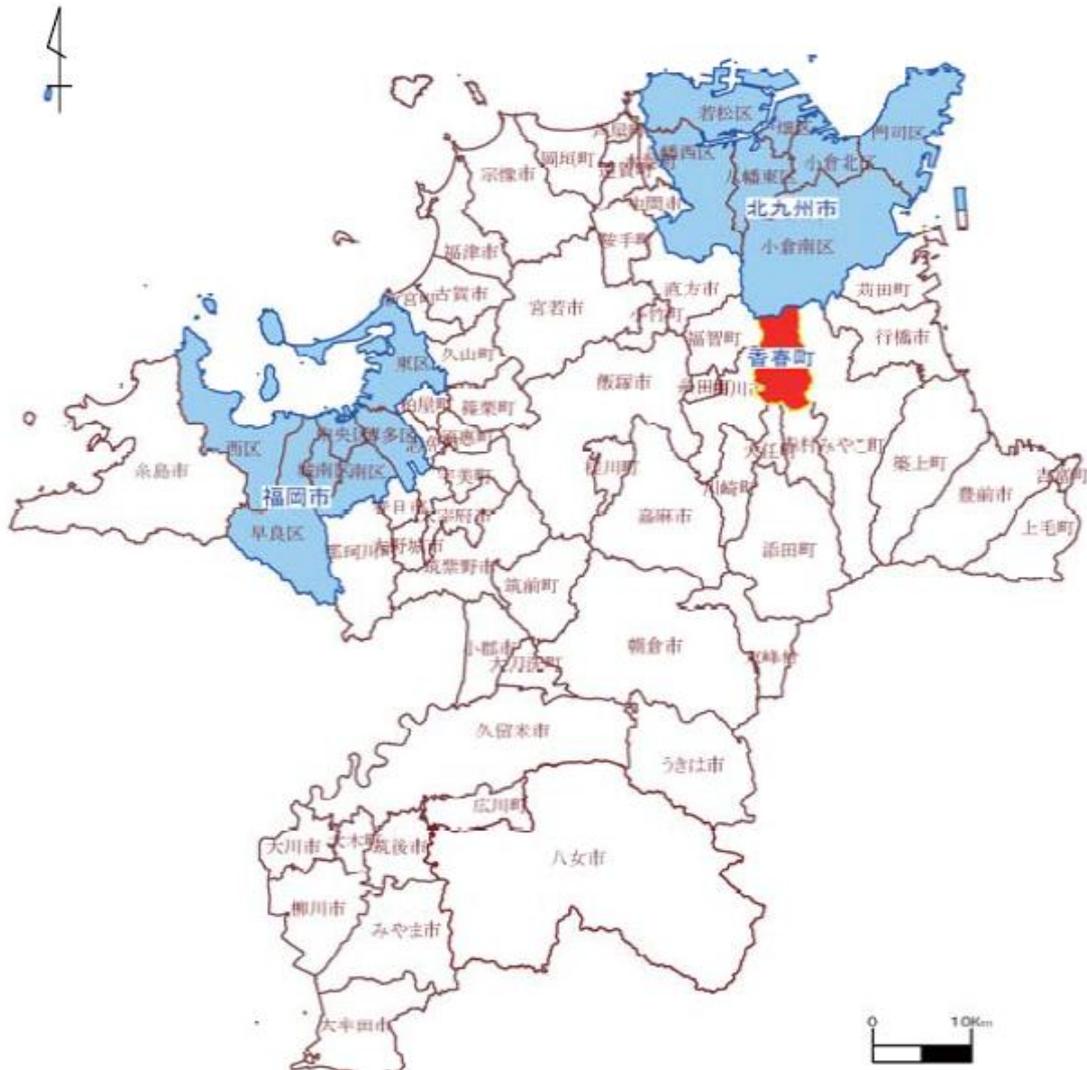
町面積は44.50km²で、北に福智山系の牛斬山、西に香春一ノ岳、二ノ岳、三ノ岳、東に貫山山系の障子岳・飯岳山（大坂山）があり、町域の6割強を山林が占めています。

河川では、金辺川、呉川、御祓川の3つの主流と28の小河川が流れ、自然豊かな景観を有しています。また、国道201号線、国道322号線がクロスする結節点にあり、田川方面への玄関口として交通の要衝となっています。

本町は「万葉集」でもその地名が七首詠まれているほど古い歴史を持つまちであり、万葉の昔には都から大宰府への官道「田河道」沿いの宿駅として繁栄しました。江戸時代には城下町小倉に次ぎ、小倉藩第二の都市として繁栄を誇りました。現在も北九州市小倉北区には、“香春口”の地名が残っており、当時の香春の重要性がうかがえます。

明治時代の始めには香春藩として機能し、藩の中心が京都郡の豊津へ移った後も郡役所が置かれ、田川市郡の中心として繁栄してきました。昭和の年代は、石炭産業、セメント産業を基幹産業として発展し、昭和31年に香春町、勾金村、採銅所村の3町村の合併が行われ、現在の香春町となりました。

■香春町の位置■



■面積 44.50km²

■人口 計10,510人(R4年3月31日現在)
男 4,923人
女 5,587人

■世帯数 5,447世帯 (R4年3月31日現在)

1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

現在、本町が保有する公共施設等について、建築物では、庁舎などの一般施設が59棟、町営住宅が220棟、教育文化施設が24棟、計303棟となっています。

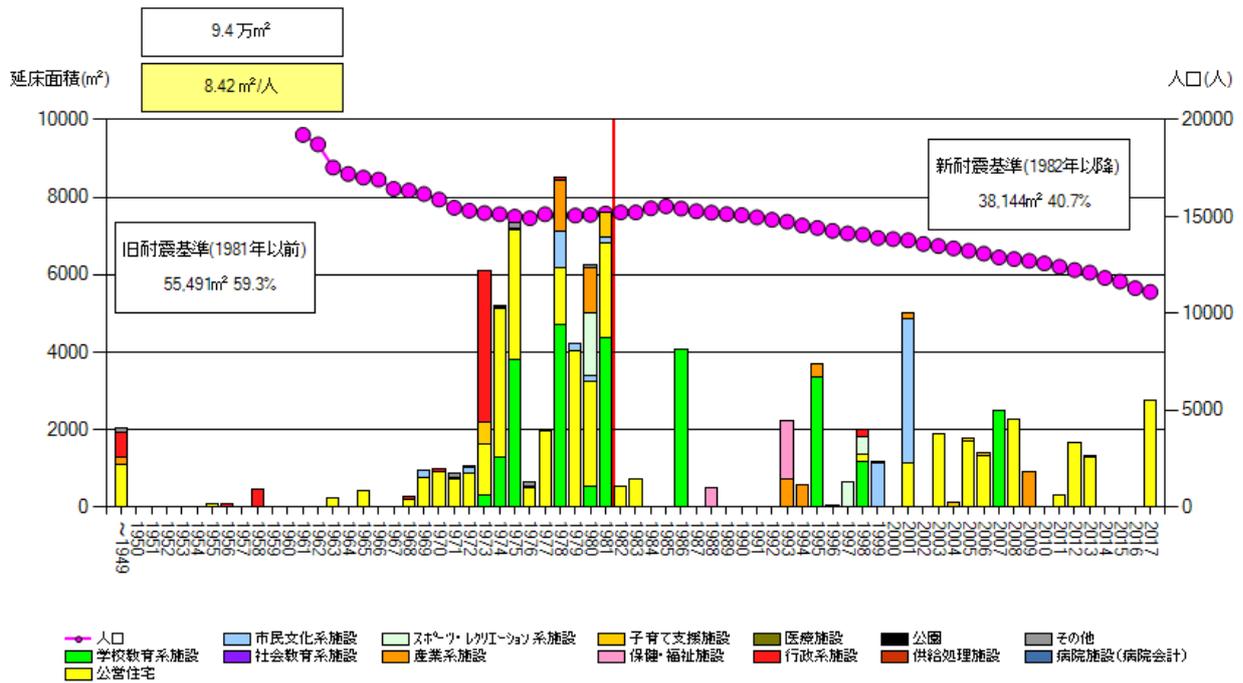
また、道路・上水道などのインフラ施設ですが、町道延長が164,363m、橋梁が1,239m、上水道の管路延長が135,826m、工業用水道の管路延長が2,654m、合併処理浄化槽が2,236基となっています。

これらのいずれの施設についても、その多くが老朽施設となっており、今後20年以内に改修などの更新の時期を迎えることとなります。また、令和3年(2021年)に町立4小学校(香春、勾金、中津原、採銅所)、2中学校(香春、勾金)を統合して義務教育学校を開校しましたが、その他の施設についても統廃合や民営化を視野に入れた施設が存在します。

施設分類			数量	単位	備考
建築物	行政系施設		20	棟	
	町営住宅		220	棟	住宅内集会所含む
	教育・文化施設		24	棟	
	上記以外		39	棟	
インフラ施設	道路	道路	164,363	m	
		橋梁	1,239	m	
	通信	光ファイバー	15	km	行政用通信網
公営企業等	上水道	管路	135,826	m	
	工業用水道	管路	2,654	m	
	合併浄化槽		2,236	基	生活排水処理事業

※令和5年3月31日現在の数値を基に作成

年度別整備延床面積 (一般財団法人地域総合整備財団「公共施設等費用試算ソフト」により作成)



○一人当たりの公共施設面積

◇全国平均	3.42 m ²
◇人口規模 12.5～15千人	6.84 m ²
◇人口規模 10～12.5千人	8.54 m ²
◇人口規模 9～10千人	6.02 m ²
◇人口規模 8～9千人	7.87 m ²
◇人口規模 7～8千人	9.64 m ²
◇人口規模 6～7千人	8.81 m ²
◇人口規模 5～6千人	10.81 m ²
◇香春町公共施設面積	93,600 m ²
◇香春町一人当たり面積	8.62 m ² (2015年香春町国勢調査人口: 10,861人)

町民一人当たりの公共施設面積の全国平均は3.42 m²となっており、10～12.5千人規模の自治体平均では8.54 m²です。同規模団体の平均では近い値ですが、全国平均とは大きな差があります。また、この施設規模で人口が5,550人(将来人口推計: 2045年)になった場合には16.84 m²と同人口規模の10.81 m²を大幅に超える状況となります。

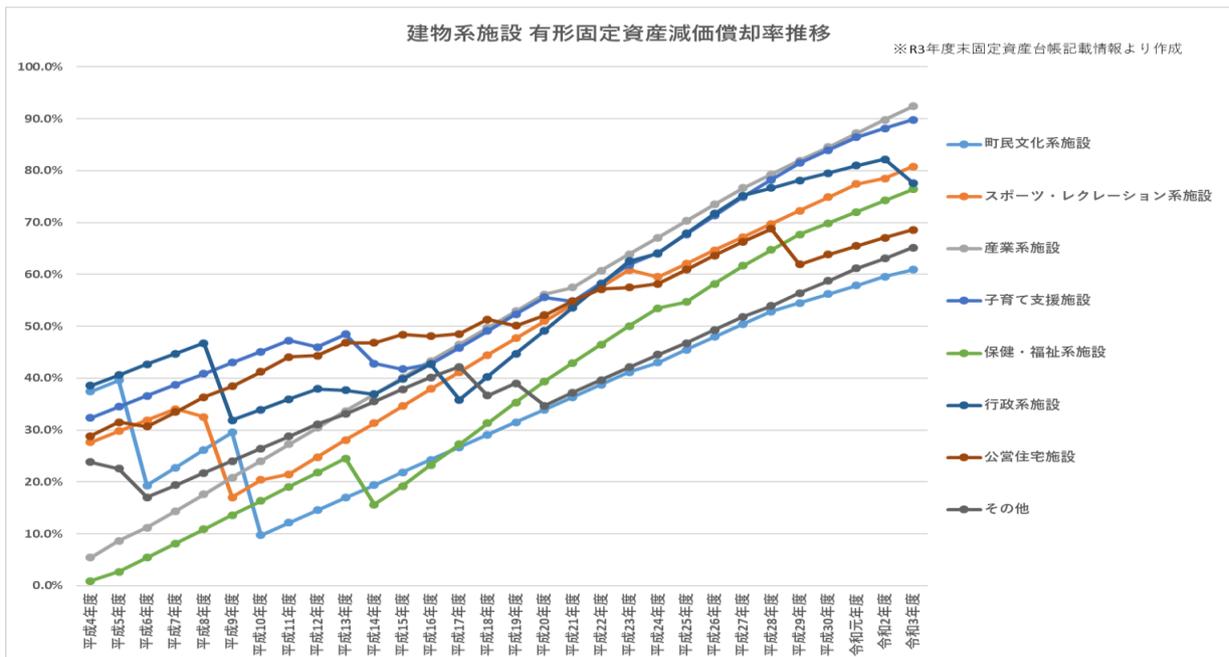
比較的小規模自治体ほど一人当たり面積は大きくなる傾向にありますが、5～6千人規模の自治体で4.75 m²という団体もあります。

2. 有形固定資産減価償却率の推移

2-1. 建物系施設 有形固定資産減価償却率推移

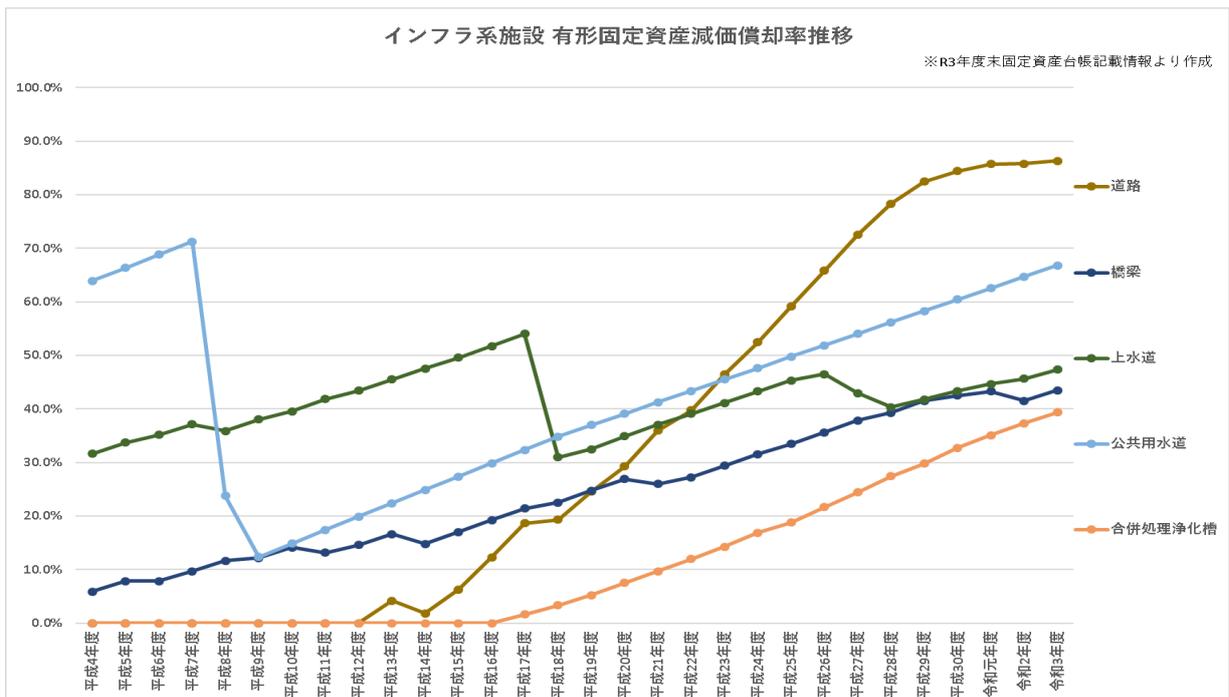
建物系有形固定資産減価償却率では、産業系施設及び子育て支援施設で顕著に老朽化が見られました。保健・福祉系施設、行政系施設及びスポーツ・レクリエーション系施設の減価償却率も70%を超えており、計画的な管理が求められます。

なお、学校教育施設は令和2年度に建設された建物であり、新しい施設であるため下記の推移表から除外しています。



2-2. インフラ系施設 有形固定資産減価償却率推移

インフラ施設系有形固定資産減価償却率は全体として増加しています。特に老朽化度の大きい道路、公共水道等は計画的な管理が求められます。



3. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費見込みの算出等

・今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費見込み

今後10年間の経費として、総額で7,280百万円が見込まれています。なお、学校教育施設は個別施設計画に基づき計画的な改修・更新等を行うほか、それ以外の事業用建物は耐用年数の半分経過時に改修工事により取得価額の1割程度の支出を行うことで、耐用年数を60年まで見込むものとしています。インフラ施設についても、計画的に点検、補修等を行うことにより耐用年数の1.5倍にわたる期間の利用を見込むものとします。

上記の取組みにより、単純更新をした場合(14,086百万円)と比べ6,806百万円の経費削減効果が見込まれます。現在要している経費が1年あたり1,235百万円であるため、現在の経費水準で10年間の経費は十分賄えると見込まれます。財源としては過年度の実績から、地方債及び国や県からの補助金による3,378百万円が見込まれています。

ただし、現在の経費水準は学校再編事業や公共施設長寿命化のため、高水準であることから、この経費見込みに安心することなく、今後とも慎重な財政運営を行う必要があります。

【令和4年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

【百万円】

		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④)(①+② +③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額(④-⑤)	現在要している経 費(過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	576	787	387	1,750	2,630	7,295	-5,545	599
	インフラ施設(b)	284	0	2,427	2,712		2,944	-232	293
	計(a+b)	860	787	2,815	4,462		10,239	-5,777	891
公営事業会計	建築物(c)	0	0	0	0	748	0	0	0
	インフラ施設(d)	2,043	0	775	2,818		3,847	-1,029	344
	計(c+d)	2,043	0	775	2,818		3,847	-1,029	344
建築物計(a+c)		576	787	387	1,750	-	7,295	-5,545	599
インフラ施設(b+d)		2,328	0	3,202	5,530	-	6,791	-1,262	637
合計(a+b+c+d)		2,903	787	3,589	7,280	3,378	14,086	-6,806	1,235

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

・今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費見込み

今後30年間の経費として、26,622百万円が見込まれています。前述の取組みを行うことにより、単純更新した場合(35,309百万円)と比べ8,687百万円の経費削減効果が見込まれます。現在要している経費が1年あたり1,235百万円であるため、現在の経費水準で30年間の経費は十分賄えると見込まれます。

ただし、現在の経費水準は学校再編事業や公共施設長寿命化のため、高水準であることから、この経費見込みに安心することなく、今後とも慎重な財政運営を行う必要があります。

【令和4年度から30年間】

今後30年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

[百万円]

		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④)(①+②+ ③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去5年平均)
普通会計	建築物(a)	2,727	1,917	8,322	12,966	17,788	-4,822	599
	インフラ施設(b)	853	0	4,461	5,313	6,815	-1,502	293
	計(a+b)	3,580	1,917	12,783	18,280	24,603	-6,324	891
公営事業会計	建築物(c)	0	1	12	13	19	-6	0
	インフラ施設(d)	6,130	0	2,199	8,329	10,686	-2,357	344
	計(c+d)	6,130	1	2,211	8,342	10,705	-2,363	344
建築物計(a+c)		2,727	1,918	8,334	12,979	17,807	-4,828	599
インフラ施設(b+d)		6,983	0	6,660	13,642	17,501	-3,859	637
合計(a+b+c+d)		9,710	1,918	14,994	26,622	35,309	-8,687	1,235

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

・経費算定方針

会計区分	会計	資産区分	施設類型	個別施設計画の状況	経費算定方針					
					維持管理・修繕	改修	更新等	単純更新	現在要している経費	財源
普通会計	一般会計	建築物	学校教育施設	将来推計データあり	個別計画P21の10年間ごとのコストを使用			耐用年数が経過後、消費税率補正をした取得価額で再取得及び決算統計より維持補修費該当分5か年平均値	更新分：14表投資的経費(1)普通建設事業費維持補修分：20表のH28,H29,H30,R01,R03の5か年平均	次の特定財源について、一般会計等における普通建設事業費に対するH28,H29,H30,R01,R03の5か年平均割合を使用して算出(決算統計13表「歳出入内訳及び財源内訳」より) ・国庫支出金 ・県支出金 ・地方債
			その他施設(建築物)	将来推計データなし	決算統計20表「維持補修費」(インフラ・教育費を除く)の5か年平均	事業用建物は耐用年数の半分で1割の支出を行い、その他資産は改修なしとする	事業用建物は60年で消費税率補正をした取得価額で再取得、その他資産は耐用年数を1.5倍とし、取得価額は単純更新と同じ	耐用年数が経過後、消費税率補正をした取得価額で再取得及び決算統計より維持補修費該当分5か年平均値		
		インフラ施設	道路河川	将来推計データなし	決算統計20表「維持補修費」(農林水産、土木のインフラ部分)の5か年平均	改修なし	耐用年数を1.5倍とし、取得価額は単純更新と同じ	耐用年数が経過後、消費税率補正をした取得価額で再取得及び決算統計より維持補修費該当分5か年平均値		
公営事業会計	生活排水処理事業特別会計	インフラ施設	作成なし	将来推計データなし	決算統計21表「費用構成表」維持管理費相当(項目(12)～(19)の5か年平均	事業用建物は耐用年数の半分で1割の支出を行い、その他資産は改修なしとする	耐用年数を1.5倍とし、取得価額は単純更新と同じ	耐用年数が経過後、消費税率補正をした取得価額で再取得及び決算統計より維持補修費該当分5か年平均値	決算統計21表修繕費、26表建設改良費の5か年平均	次の特定財源について、建設改良費に対する過去5年間の平均割合を使用して算出(決算統計26表「歳入歳出決算に関する調」より) ・国庫補助金 ・県補助金 ・工事負担金 ・地方債
	水道事業会計	インフラ施設	作成なし	将来推計データなし	決算統計21表「費用構成表」維持管理費相当(項目(12)～(19)(25)(26)の5か年平均	事業用建物は耐用年数の半分で1割の支出を行い、その他資産は改修なしとする	耐用年数を1.5倍とし、取得価額は単純更新と同じ	耐用年数が経過後、消費税率補正をした取得価額で再取得及び決算統計より維持補修費該当分5か年平均値	決算統計21表修繕費、23表建設改良費の5か年平均	次の特定財源について、建設改良費に対する過去5年間の平均割合を使用して算出(決算統計23表「資本的収支に関する調査」より) ・国庫補助金 ・県補助金 ・工事負担金 ・地方債
	工業用水道事業会計	インフラ施設	作成なし	将来推計データなし	決算統計21表「費用構成表」維持管理費相当(項目(12)～(19)(25)(26)の5か年平均	事業用建物は耐用年数の半分で1割の支出を行い、その他資産は改修なしとする	耐用年数を1.5倍とし、取得価額は単純更新と同じ	耐用年数が経過後、消費税率補正をした取得価額で再取得及び決算統計より維持補修費該当分5か年平均値		

【改修、更新等の算定方針】

※改修：事業用建物は耐用年数の半分で1割の支出を行うこととし、インフラ施設、その他の資産は改修なしとします。

※更新等：一般会計の事業用建物は60年で消費税率補正をした取得価額で再取得することとします。その他の資産は耐用年数を1.5倍とし、取得価額は単純更新と同じとします。インフラ施設及び公営事業会計の施設は耐用年数を1.5倍とし、取得価額は単純更新と同じとします。

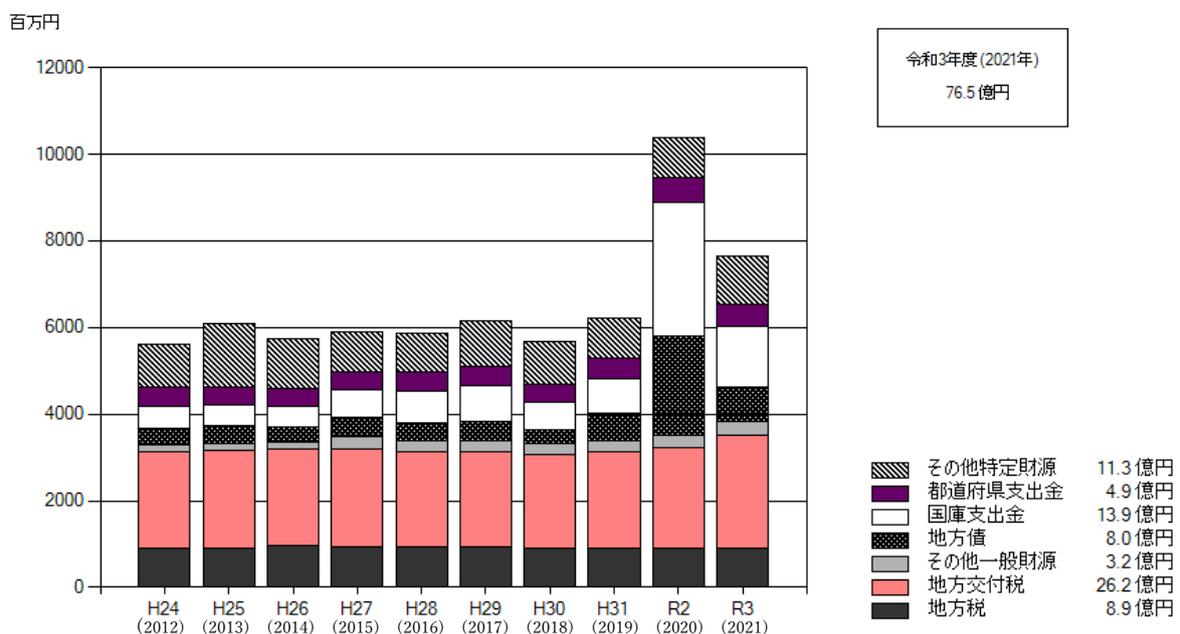
※普通会計において、令和2年度は学校再編事業の最盛期につき事業費が膨大なため、現在要している経費及び財源見込の計算に含めるのは適切でないため、平成28年度から令和元年度まで及び、令和3年度の5年平均で算出しています。

4. 町財政の状況

・歳入

令和元年度（2019年度）までは、大幅な変化はありませんでしたが、令和2年度（2020年度）以降、新型コロナウイルス対策及び学校再編事業等により、国庫支出金及び地方債の発行額が大きく増加しました。総じて、大型建設事業や国の経済対策の実施による特定財源の増減により、決算額が左右される状況にありますが、今後は人口減少に伴い、地方税や地方交付税等の一般財源が減少していくことに注意する必要があります。

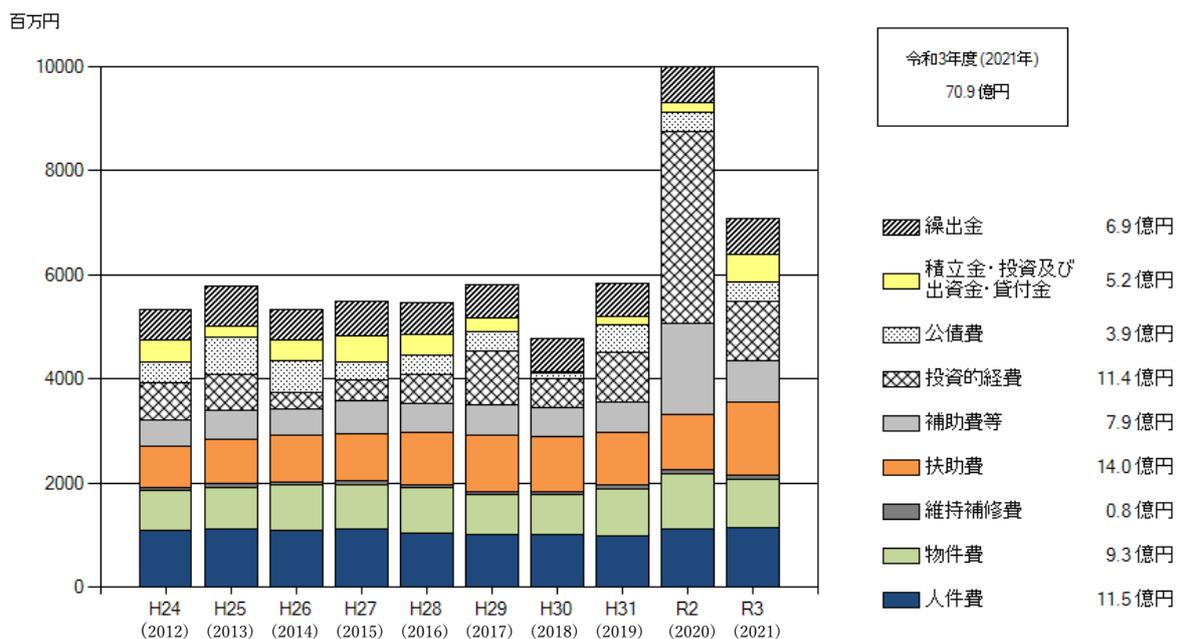
歳入決算額の推移（普通会計決算）



・歳出

各々費用にばらつきがある中、人件費・物件費には大きな変化はなく、扶助費に関しては増加傾向にあります。令和2年度（2020年度）において、学校再編事業や新型コロナウイルス対策の影響により、投資的経費及び補助費等の支出が大きく増加しました。なお、公共施設やインフラ等に充てる維持補修費については、6千万円～8千万円/年の間で推移し、かつ増加傾向にあります

歳出決算額の推移（普通会計決算）



普通建設事業費の内訳と歳出総額に占める割合

(千円)

年度	標準財政規模	歳出総額	普通建設事業						
			歳出額	国県支出金	地方債	その他	一般財源 (繰入金含)	一財の標準 財政規模に 占める割合	一財の歳 出総額に 占める割合
H20	3,018,263	5,672,226	1,342,634	435,838	350,700	67,221	488,875	16.2%	8.6%
H21	3,088,593	5,782,822	757,402	169,436	178,600	33,500	375,866	12.2%	6.5%
H22	3,171,050	5,347,169	413,900	44,935	25,500	93,813	249,652	7.9%	4.7%
H23	3,118,012	5,287,900	345,369	16,128	22,900	11,320	295,021	9.5%	5.6%
H24	3,092,045	5,617,143	650,220	185,258	142,100	2,490	320,372	10.4%	5.7%
H25	3,130,446	6,098,809	682,165	100,422	196,800	22,387	362,556	11.6%	5.9%
H26	3,162,136	5,721,000	304,488	15,267	54,800	7,313	227,108	7.2%	4.0%
H27	3,229,030	5,910,386	363,163	57,442	38,300	5,319	262,102	8.1%	4.4%
H28	3,168,222	5,860,365	549,721	212,776	72,600	17,987	246,358	7.8%	4.2%
H29	3,144,409	5,808,299	1,030,056	278,520	245,000	57,919	448,617	14.3%	7.7%
H30	3,100,489	5,342,694	496,115	89,728	121,400	20,131	264,856	8.5%	5.0%
H31	3,099,158	5,842,319	932,103	277,747	435,800	12,874	205,682	6.6%	3.5%
R2	3,244,875	9,992,568	3,681,259	1,177,344	2,133,600	6,749	363,566	11.2%	3.6%
R3	3,547,724	7,086,648	1,132,072	90,888	615,600	19,725	405,859	11.4%	5.7%
合計	44,314,452	85,370,348	12,680,667	3,151,729	4,633,700	378,748	4,516,490	10.2%	5.3%
平均	3,165,318	6,097,882	905,762	225,124	330,979	27,053	322,606	10.2%	5.3%

平成20年度から令和3年度決算において、普通建設事業費のうち一般財源の標準財政規模及び歳出総額に占める割合の平均は標準財政規模で10.2%、歳出総額で5.3%です。今後の財政規模の縮小を考えれば、この割合を上限として普通建設事業費の抑制と平準化が必要になります。

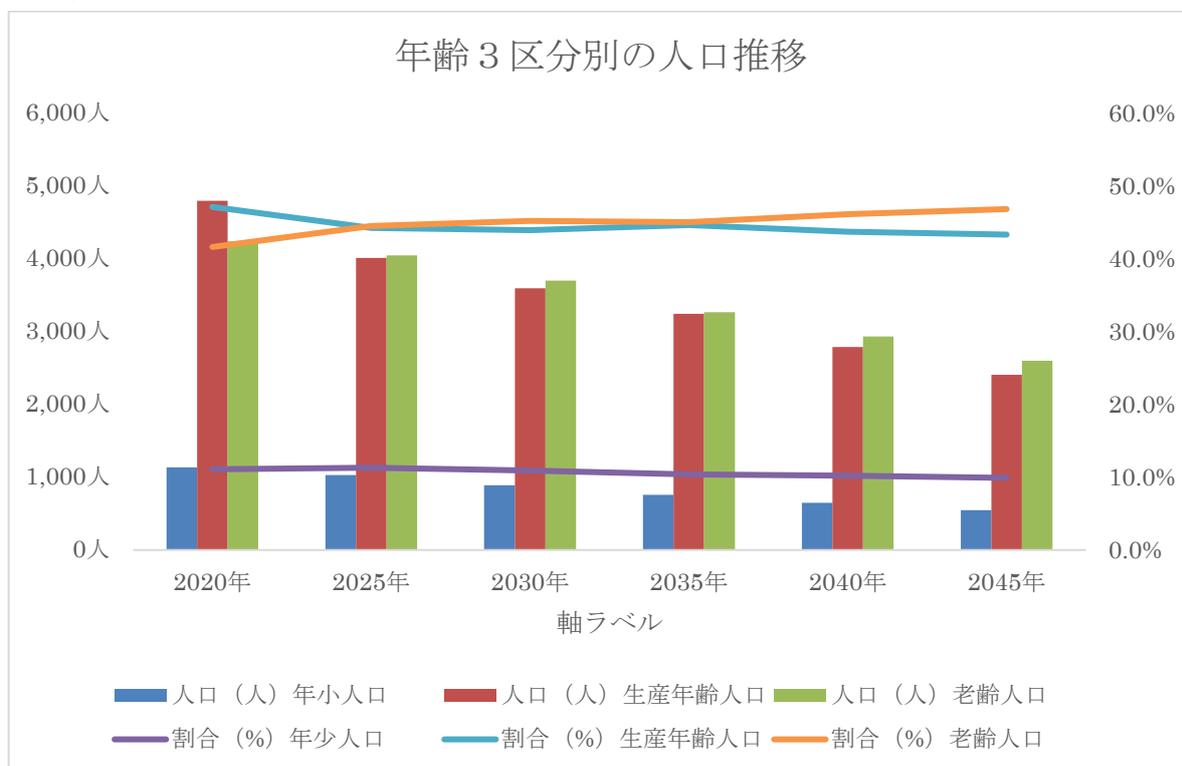
<今後の町財政の見通し>

歳入の面において、生産年齢人口の減少に伴う個人町民税の町税収入の減少が予想されています。また、地方交付税においては、総人口の減少による減額により、財政規模は縮小傾向とならざるを得ない状況となっています。

一方、歳出の面においては過去の実績からも今後は、投資的経費のうち一般財源を標準財政規模の9%以内(2億8000千円)、かつ平準化する必要もあります。また、町営住宅等長寿命化事業・橋梁長寿命化事業をはじめとする各種公共施設の老朽化対策への投資が見込まれており、その他の歳出についても、今後減少が見込まれにくいと考えられる為、香春町の財政状況は一層厳しいものとなっていくことが予想されます。

5.総人口や年代別についての今後の見通し

香春町の人口は、昭和30年代に19,000人を超えピークを迎えており、現在までにおよそ半分まで減少しています。今後約50年で見ても、年少人口・生産年齢人口の減少が著しく、また、増加傾向にあった老年人口も減少に転じており、全ての世代が減少していくことが予想されます。



		実績	推計				
		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
人口 (人)	総人口	10,191	9,081	8,178	7,264	6,367	5,553
	年少人口 (0~14歳)	1,135	1,027	887	756	648	547
	生産年齢人口 (15~64歳)	4,795	4,011	3,592	3,242	2,786	2,406
	老年人口 (65歳以上)	4,238	4,043	3,699	3,266	2,933	2,600
割合 (%)	年少人口 (0~14歳)	11.1%	11.3%	10.9%	10.4%	10.2%	9.9%
	生産年齢人口 (15~64歳)	47.1%	44.2%	43.9%	44.6%	43.7%	43.3%
	老年人口 (65歳以上)	41.6%	44.5%	45.2%	45.0%	46.1%	46.8%

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

1. 公共施設等マネジメントの視点

香春町は、昭和60年度末から平成3年度までの7年間、財政再建に取り組んでいました。財政再建団体となった一因として、投資的経費が大幅に増加したことが挙げられます。当時住民のニーズに応えるため、特に物的環境整備、つまりハコ物に重点をおいた事業を実施してきました。また、これらの事業実施に伴う財源の多くを起債に依存してきたことにより、公債費が増加し財政が破綻する要因となりました。

公共施設の整備について、今までは、「公共施設（ハコ）が存在することが公共サービス」であると考えられる風潮がありました。しかし今後は、人口減少や少子高齢化が進む中で、「機能」という視点で見ていくことが重要となります。

「機能」とは、暮らす・学ぶ・住む・子育てといった単位であり、これが住民のニーズに即しているか、過不足はあるかといったことが判断の基準となります。

各地域に同じような施設が点在していても、利用者が少なければ、住民の満足度は低下する一方であり、施設の維持管理に協力していただく住民の負担や町の財政負担も増加することとなります。こういった問題を緩和する為、利用率の低下した施設を集約し機能を統合することや、他の施設との複合化を行うなどの柔軟な発想で、地域活力の維持・向上を図るとともに、住民満足度向上を目指す必要があります。

2. 将来世代に選択肢を残す公共施設運営

香春町の人口は、財政再建時およそ1万5千人でしたが、現在はその3分の2まで減少しています。さらに、今後30年で50%以上減少することが見込まれており、相対的に見れば、今後30年で公共施設も50%以上減少させないとバランスが取れないともいえます。

また、今までは香春町の人口減少は進んでいたものの、高齢人口が増加しており、地域に元気な高齢者が多く存在し、地域活動を維持することができていました。しかし今後は、高齢人口も含め全ての世代が減少していくことが見込まれています。現在の人口構成に即して公共施設を適正配置したとしても、鉄筋コンクリート造や鉄骨造など非木造建築が多い公共施設の平均使用年数は50年程度であり、現状の施設数を維持した場合、将来的には利用度の低い施設が多くなると予想されます。

加えて、人口減少に伴い財政規模も小さくなると、公共施設に充当できる予算は少なくなり、施設を維持できなくなるだけでなく、施設解体すらできなくなり、将来世代にとって必要な施設を選択することが困難となります。

香春町が将来世代にとっても魅力ある町となるためには、将来の地域別の人口状況等も考慮し、公共施設等を適正配置していく必要があります。

1. 基本方針

<基本方針1>総量適正化の推進

公共施設については、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、廃止や周辺施設との機能集約により施設総量の縮減を推進します。香春町人口ビジョンにおける人口の将来展望では2045年に5,550人に縮小するとなっています。このことから、5,550人規模の自治体施設面積平均から逆算すると本町では60,000㎡にまで施設面積を削減する必要があります。具体的には、今後20年以内に平成29年度比で延床面積20%減少、その後20年でさらに15%減少、計40年の計画期間で35%の延床面積33,600㎡を減少させます。この目標は国立社会保障・人口問題研究所の人口推計と現在の市町村における公共施設面積平均から考えています。他の自治体でも同様に公共施設の適正化を行う中では、最低限の目標値であり必ず達成する必要があります。

インフラについては、住民生活における重要性及び道路、上水道や合併処理浄化槽といった種別ごとの特性を考慮し、人口減少及び利用率を考慮した総量適正化を図ります。

**施設面積の削減目標は35%、33,600㎡を削減します
耐用年数を過ぎた施設の処分を推進します**

<基本方針2>長寿命化の推進

行政運営に必要な、若しくは利用率が高い等、必要性の高い公共施設等については、計画的な維持修繕を実施し、大規模改修による長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(LCC:Life cycle cost)を縮減します。また、長寿命化のためにLED化を進める等、脱炭素化に取り組みます。長期にわたる安全・安心なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減を図り、香春町行政の持続可能性を確保していきます。

**点検等による予防保全で長寿命化を図ります
大規模改修を行う施設を選別します
大規模改修に合わせて集約・複合化も検討します**

<基本方針3>多様な主体による施設サービスの提供

民間企業等の持つノウハウや資金を導入し、施設整備や管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上を図ります。また、PFI方式による民間企業等の活用を図ります。

<基本方針4> 将来的な住民ニーズへの対応

人口減少が進む中で、現在の住民のニーズに対応することと同時に、将来的な住民ニーズの予測や政策適合性を加味し、長期的な施設の方向性を検討します。必要に応じて、ニーズ調査等を行い、費用対効果や必要性、将来等を数値化し、検討の材料とします。

<基本方針5> 投資的経費の財政制限ラインの設定

第1章「町財政の状況」で述べたとおり非常に厳しい財政運営の中、公共施設の適正化を進めていく必要があります。過去10年間の普通建設事業費のうち、一般財源相当額を参考に香春町では、標準財政規模の9%を一般財源の上限として予算編成を行っていきます。また、上限を超えざる負えない状況の場合、翌年度の事業費を抑制するなどの可能な範囲で平準化を図っていきます。

**投資的経費の抑制と財政制限ラインを標準財政規模の9%に設定
(投資的経費のうち一般財源相当額は2億8000万円)
支出の平準化を図ります。**

2. 推進方針

<推進方針1> 総量縮減の推進

(公共施設)

- ・施設機能の統合、集約、複合化などを検討し、コンパクト化を図ると共に総量の縮減を前提に進めていきます。
- ・利用率及び必要性の低い施設については、他施設との統合、転用するなど、施設の保有総量の縮減に取り組みます。
- ・既存施設が耐用年数を迎えた場合には、原則他施設との統合・施設の廃止を検討し、住民サービスを維持するため、他の手段がない場合のみ施設の改築を行います。
- ・老朽化、耐震性が無いなど危険度の高い施設については、利用率及び必要性が高い場合を除き、統廃合等による施設の売却や建物解体を検討します。
- ・施設の新設にあたっては、原則的に行わず、既存施設を最大限活用します。

(インフラ)

- ・インフラの整備にあたっては、住民ニーズと費用対効果を的確に捉え、かつ財政状況を加味し、中長期的な視点から真に必要な整備を計画的に行います。
- ・整備や更新を行う際は、長期にわたり維持管理が行いやすい施設とするなど、経済性と合理性を追求します。

＜推進方法 2＞長寿命化の推進

（公共施設）

- ・施設の劣化が進行する前に、計画的な点検、維持管理を行うことで、施設の長寿命化を図り、施設にかかるライフサイクルコストを縮減します。
- ・耐震性が無いなど、危険度の高い施設であっても、利用率及び必要性が高い施設については、構造部分の耐震化のほか、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定したうえ十分な検討を行います。

（インフラ）

- ・道路、橋梁、上水道、合併処理浄化槽といった施設ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。

＜推進方法 3＞多様な主体による施設サービスの提供

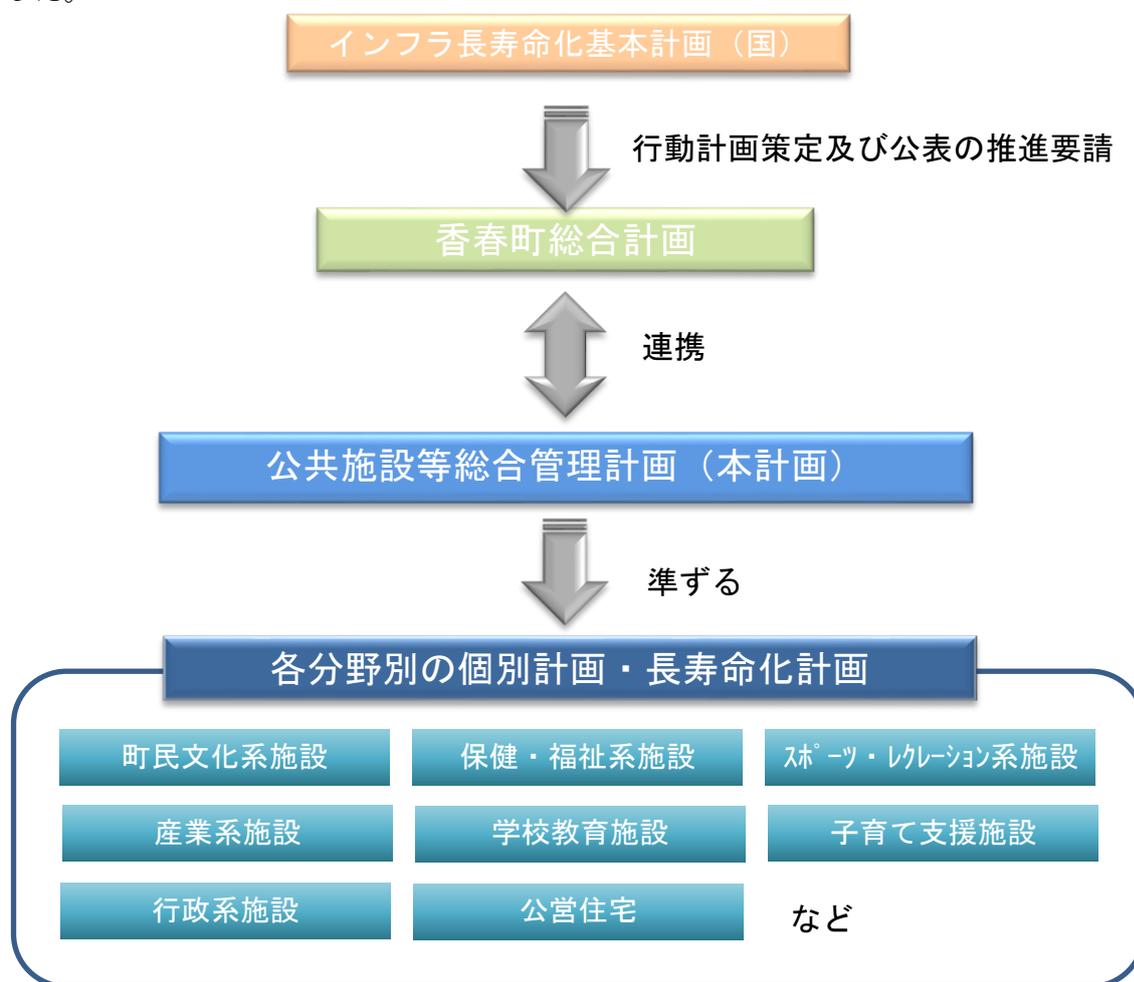
- ・官民の役割分担を明確にし、民間活力施設整備や管理の導入を推進します。
- ・人口減少に伴い、民間施設の空きスペースや、空き家等も更に増加すると想定されており、公共サービス提供への民間施設活用を推進します。

＜推進方針 4＞将来的な住民ニーズへの対応

- ・各地域の将来的な人口構成等も加味し、将来世代が困ることのない様、適正な公共施設等の配置を検討します。

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「香春町総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画の基本方針を全庁的な取組みとしたうえで、維持・保全等の管理を行うこととしました。



4. 未利用財産の基本的な方針

土地や建物などの町有財産は本来、町が行政目的で公共のために利用することを前提とした町民共有の財産です。しかし、未利用財産においては、行政利用の目的がなくなり、現状として将来的な利活用計画が定められていない財産がほとんどです。維持管理経費の削減や住民サービスの財源確保の観点からも、売却処分等による積極的な有効活用が求められています。

このため、財産の公平・公正で有効な活用を図る観点から、次のとおりとします。

- ・用途廃止後、町施設として将来的に利活用計画のない財産については、現状での売却を基本とします。

- ・現状の売却可能資産を把握し、ホームページ等を活用した購入希望者への周知を検討します。
- ・ただし、地方創生等に活用できる可能性がある建物・土地（山林を含む）については、企業誘致や払下げ等、香春町活性化に向けた施策での活用を検討します。
- ・公有財産売却を検討する場合、地縁団体や他の公共的な団体等に対する公共的な利活用を優先するものとします。
- ・建物付物件で売却が不調となった場合は、建物を解体した更地での売却、若しくは除却費用を売却価格から減額することも検討します。

5. 計画期間

本計画は公共施設という耐用年数の長い建物が対象になることから、概ね30年間の計画として、2045年までをその計画範囲とします。

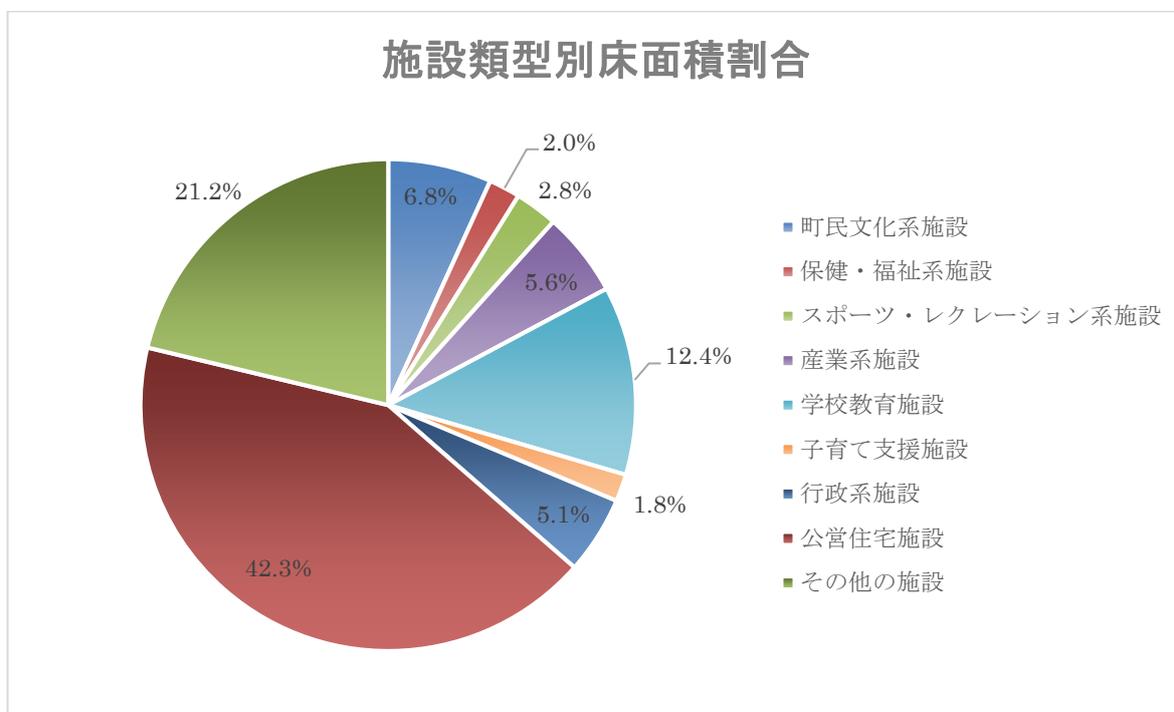
6. 分野別に関する基本方針

第3章公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針の1. 基本方針に基づき、個別の状況や問題点を明らかにしたうえで、施設類似型別（分野別）の管理に関する基本方針を示します。この方針に即して個別計画を策定していきます。

施設の基本情報は令和4年度（2022年）末現在の状況を基に記載しています。各分野は以下のとおりです。

- 町民文化系施設（6,617㎡）
- 保健・福祉系施設（2,005㎡）
- スポーツ・レクリエーション系施設（2,744㎡）※公園の敷地面積は136,482㎡
- 産業系施設（5,437㎡）
- 学校教育施設（12,168㎡）
- 子育て支援施設（1,754㎡）
- 行政系施設（4,999㎡）
- 公営住宅施設（41,426㎡）
- その他の施設（20,802㎡）

※各分野別の面積は実測によるもの、各種台帳から参照したものがあり、町が公開しているその他資料と一致していない場合があります。



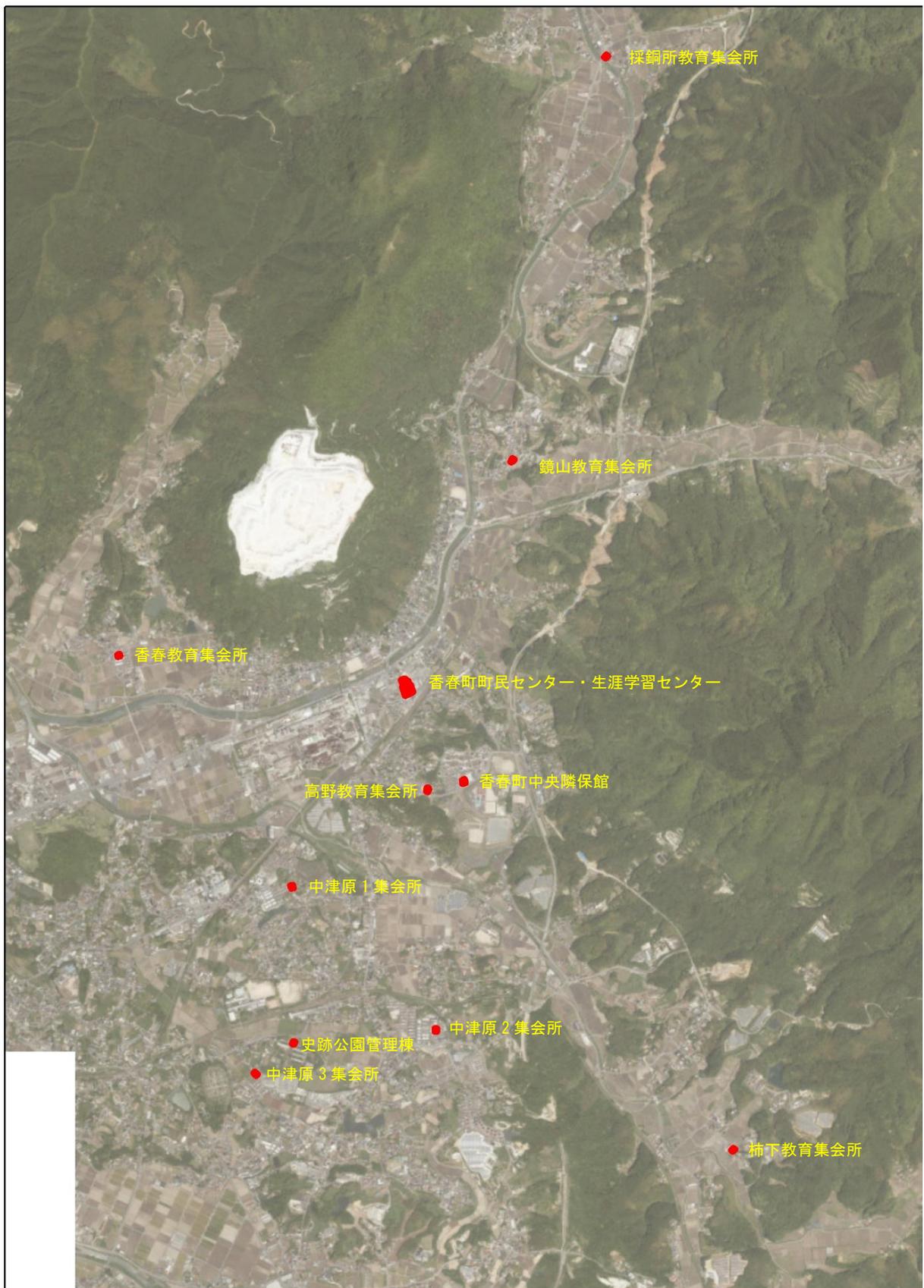
公営住宅施設・その他の施設の占める割合が高い

6-1. 町民文化系施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の文化・教育・生活の向上と生涯学習の振興に資するために設置 ・同和対策対象地域住民及びその近隣地域住民に対する理解と信頼のもとに、地域住民の生活の改善向上並びに同和問題に対する理解を深める活動に寄与し、もつて同和問題の速やかな解決を図るために設置 	香春町町民センター、生涯学習センター、香春町中央隣保館、香春町史跡公園管理棟
集会所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニケーションを形成し、住民の健康で文化的な生活の向上に寄与するために必要な各種の学級、講座、保健体育、文化諸集会その他の民主的な活動を推進するため設置 	採銅所教育集会所、香春教育集会所、高野教育集会所、鏡山教育集会所、柿下教育集会所、中津原1教育集会所、中津原2教育集会所、中津原3教育集会所

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

町民文化系施設	
現状	<ul style="list-style-type: none">・香春町町民センターは平成13年度に竣工した建物で会議や企画イベント、講演会等、多岐にわたり利用されている比較的新しい建物です。・香春町生涯学習センターは平成11年度に竣工して、平成16年度に雇用促進事業団から払い下げを受け香春町の資産となった建物です。生涯学習に関する各種教室の実施などで利用されています。・香春町中央隣保館は昭和53年度に竣工した後、平成28年度に大規模改修を行った建物です。避難所にも指定されており、自主避難の場合から利用されています。・町内集会所8所は昭和40年代後半から50年代前半にその大半が建設された建物で地域のコミュニティー形成、各種学級・講座などで利用されています。・香春町史跡公園管理棟は農林高校廃校に伴い香春町が福岡県より購入。香春町史跡公園として発足し、その建物は管理棟となりました。管理は農林高校鎮西同窓会が委託を受けて管理中です。

基本方針

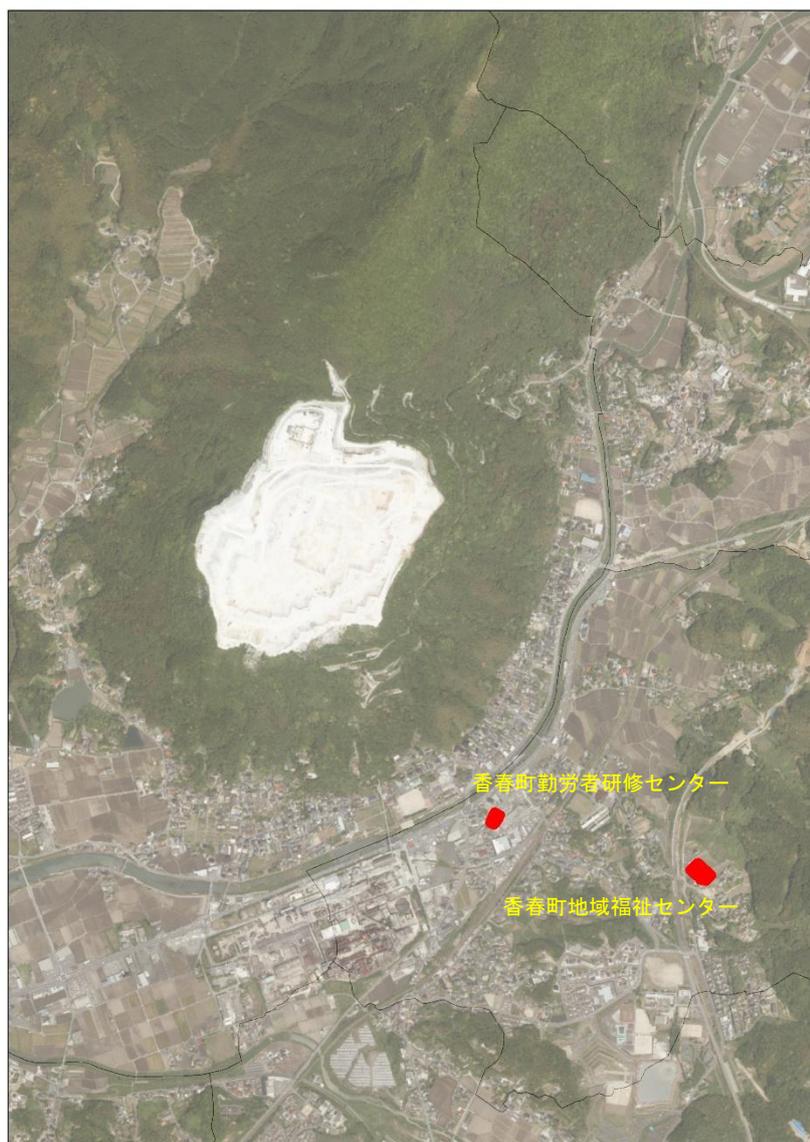
- ・香春町町民センターは比較的新しい建物ですが、各設備について耐用年数を超えたものが多くあり、修繕も多く行っています。今後も定期的な点検等により、予防保全による長寿命化を図り、財政負担の抑制を行っていきます。
- ・香春町生涯学習センターは比較的新しい建物ですが、雨漏りが発生しています。雨漏り対策については早急に対処します。また、予防保全を行い、長寿命化を図ります。老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。
- ・香春町史跡公園管理棟は現在管理業務を委託している県立田川農林高校鎮西同窓会と協議しながら、定期的な点検などにより予防保全による長寿命化を図っていきます。
- ・香春町中央隣保館は平成28年度に大規模改修を行い、防水処理、長寿命化対策など一定の対策を講じているため、今後は予防保全による長寿命化を図っていきます。
- ・文化施設について、利用率等を把握し、他の施設の機能を統合することが可能か検討します。
- ・教育集会所の8所については老朽化が進んでいるため、定期的な点検等により長寿命化を図っていく必要があります。なお、老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。

6-2. 保健・福祉系施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none">・各種研修を通じ、教養と知識の向上を図るとともに、乳幼児、高齢者等の健康保持及び増進、並びに各種ボランティアの育成と活動の推進を図ることを目的として設置・在宅老人や、障害者のデイ・サービス事業をはじめ、地域住民の福祉の要求に応じた各種相談、研修事業等を行うために設置	香春町勤労者研修センター、香春町地域福祉センター（香泉荘）

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

保健・福祉系施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・香春町地域福祉センターは平成5年度に建設され、平成25年度に大規模改修、令和3年度に屋根の防水工事を行った建物です。 ・香春町勤労者研修センターは平成元年に建設され、平成15年度に改築した建物です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・香春町地域福祉センターは、今後ボイラー交換工事、電気設備のLED化工事、及び劣化状況に応じた修繕工事が必要になります。 ・香春町勤労者研修センターは、現在多目的ホールの床下換気対策が喫緊の課題であり、また電気設備のLED化工事が必要になります。 ・両施設とも今後は定期的な点検等による予防保全を行い、更なる施設の長寿命化を図っていきます。また、老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。

6-3. スポーツ・レクリエーション系施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
スポーツ・レクリエーション系施設	・町民の健康増進と体位の向上を図るため設置	香春町総合運動公園、香春町体育センター、役場前児童公園

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

スポーツ・レクリエーション系施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・香春町総合運動公園は平成10年度に竣工した野球場、テニスコート、ふれあい広場、多目的グラウンド、弓道場、プールなどを有する施設です。 ・香春町体育センターは昭和55年度に建設された古い建物です。 ・役場前児童公園は役場前にある児童公園です。ブランコと滑り台を設置しています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・香春町総合運動公園は比較的新しい施設であり、グラウンドの占める割合が高く特に対策を行う必要は見受けられないが管理棟、弓道場、プールなどは定期的な点検等により、長寿命化を図っていく必要があります。照明設備については、施設灯などからLED化を行っていますが、今後も野球場やテニスコートなどの照明に関するLED化を順次進める方向で検討します。必要性や費用対効果を勘案して更新する場合であっても財政負担の抑制を徹底します。 ・香春町体育センターは老朽化が進んでおり、定期的な点検等により長寿命化を図っていく必要があります。老朽化により大規模修繕が必要になった際には、施設機能の必要性を幅広く検討し、財政負担の抑制を徹底します。なお、アリーナ内天井照明は、LED化が完了しています。 ・役場前児童公園は、ブランコ、滑り台の遊具がある公園です。今後は遊具の点検を行っていき、公園自体については特に対策を行う予定はありません。なお、役場敷地内駐車場に隣接した公園施設であるため、利用者である子どもの安全性確保が急務な課題となっています。庁舎周辺再整備の計画立案に合わせ、公園のあり方について検討していく予定です。

6-4. 産業系施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等の目的で設置 道路利用者の利便性の向上に資すると共に、農林水産物、商工品の販売等を通じ、本町の観光の振興及び地域の活性化を図るため設置 	香春町縫製工場、香春町自動車整備工場、農産物直売所（道の駅）、呉ダム溪流公園トイレ、万葉公園、特用林産物生産施設、穀類共同乾燥調製施設（ライスセンター）、共同育苗関連施設、農機具倉庫

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

産業系施設	
現状	<ul style="list-style-type: none">・香春町縫製工場は昭和55年度に竣工した建物で平成29年度からは利用を停止している建物です。・香春町自動車整備工場は昭和55年度に建設された古い建物です。・特用林産物生産施設は昭和53年度及び平成12年度に建設された、林産物を生産している建物です。・穀類共同乾燥調製施設（ライスセンター）は平成6年度に建設された複数の建物で構成された建物です。・共同育苗施設は平成6年度に建設された複数の建物で構成された建物です。・農機具倉庫は町内に点在する町の管理する建物で比較的古い建物が多くなっています。・農産物直売所（道の駅）は平成21年度に建設され、平成29年度に民間から店舗部分の譲渡を受けている建物です。・呉ダム溪流公園は平成12年度に県の事業により整備されました。また、平成15年度には県より町へ譲渡されています。・万葉公園内には樹木や芝を植えています。

- ・香春町縫製工場は現在利用されていないこと、古い建物であることから危険度や財政状況を勘案しながら解体・売却を行います。
- ・香春町自動車整備工場は老朽化が進んでおり、その都度不具合には対応しています。電気系統の改修、屋根の張替えは近年に行っています。設置目的を果たしたと判断できる時には、除却も検討していきます。
- ・特用林産物生産施設は老朽化しているものの、今のところ修繕などの対応を行っていない建物です。老朽化等による大規模改修が必要になった場合には利用状況や必要性を検討して、更新する場合であっても財政負担の抑制を徹底します。
- ・穀類共同乾燥調製施設は建物の経年劣化はあるものの、令和4年度に乾燥機等機械設備の更新を行っています。今後、建物の老朽化等による大規模改修が必要になった場合には利用状況や必要性を検討して、更新する場合であっても財政負担の抑制を徹底します。
- ・共同育苗施設は老朽化しているものの、今のところ修繕などの対応を行っていない建物です。老朽化等による大規模改修が必要になった場合には利用状況や必要性を検討して、更新する場合であっても財政負担の抑制を徹底します。
- ・現存する農機具倉庫については、引き続き管理し、譲渡が可能な場合は取り組みを進めます。
- ・農産物直売所は、今のところ修繕などの対応は行っていない建物です。経年劣化等による大規模改修が必要になった場合には利用状況や必要性を検討して、更新する場合であっても財政負担の抑制を徹底します。
- ・産業系施設では地元団体等への譲渡が適正と判断できる施設は、譲渡の取り組みを進めます。
- ・呉ダム溪流公園はトイレ以外の設備はないため、公園の維持管理は今後も継続します。
- ・万葉公園内の樹木や芝の管理を今後も継続します。

6-5. 学校教育施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
学校教育施設	・学校教育法及び地方自治法の規定に基づき設置	香春思永館、学校給食センター

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

学校教育施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・香春思永館は令和2年度に建設された建物であり、校舎棟と学童体育館棟があります。各教室には冷暖房・換気システム及び電子黒板等のICT環境を整え、その他に防犯カメラ、エレベーター等の設備を有しています。 ・学校給食センターは平成11年度に建設された施設で学校再編後も引き続き香春思永館への給食を調理・搬送している施設です。施設や設備は老朽化もすすんでいます。令和3年度より3ヶ年の計画で施設・設備等の改修・更新工事を行っており、令和3年度工事ではアレルギー対応室を設置するなど、調理場の環境改善に取り組んでいます。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・香春思永館の維持管理及び改修の計画について、法定点検に準じた点検等を行い、施設の状況を把握し適切な維持管理を実施します。改修は令和22年度（築20年）に大規模修繕、令和42年度（築40年）に長寿命化改修を実施し、その後は劣化状況調査等の結果に基づく改修計画を策定し、70年から80年の使用目標とします。 ・学校給食センターは施設・設備の老朽化が進んでおり、今後も利用することを考えれば改修は必要な状況です。令和3年度から3カ年計画で施設・設備等の改修・更新工事を行っていますが、今後も長寿命化を図るため、財政状況を勘案しながら適切に対応していきます。

6-6. 子育て支援施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
子育て支援施設	・児童福祉法に基づき、香春町に居住する乳幼児及び他の地方公共団体の長から委託を受けた乳幼児の健全な育成を図ると共に、これらの乳幼児の保護者の福祉を増進するため設置	香春保育所、採銅所保育所、香春町子育て支援センター、香春思永館学童クラブ

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

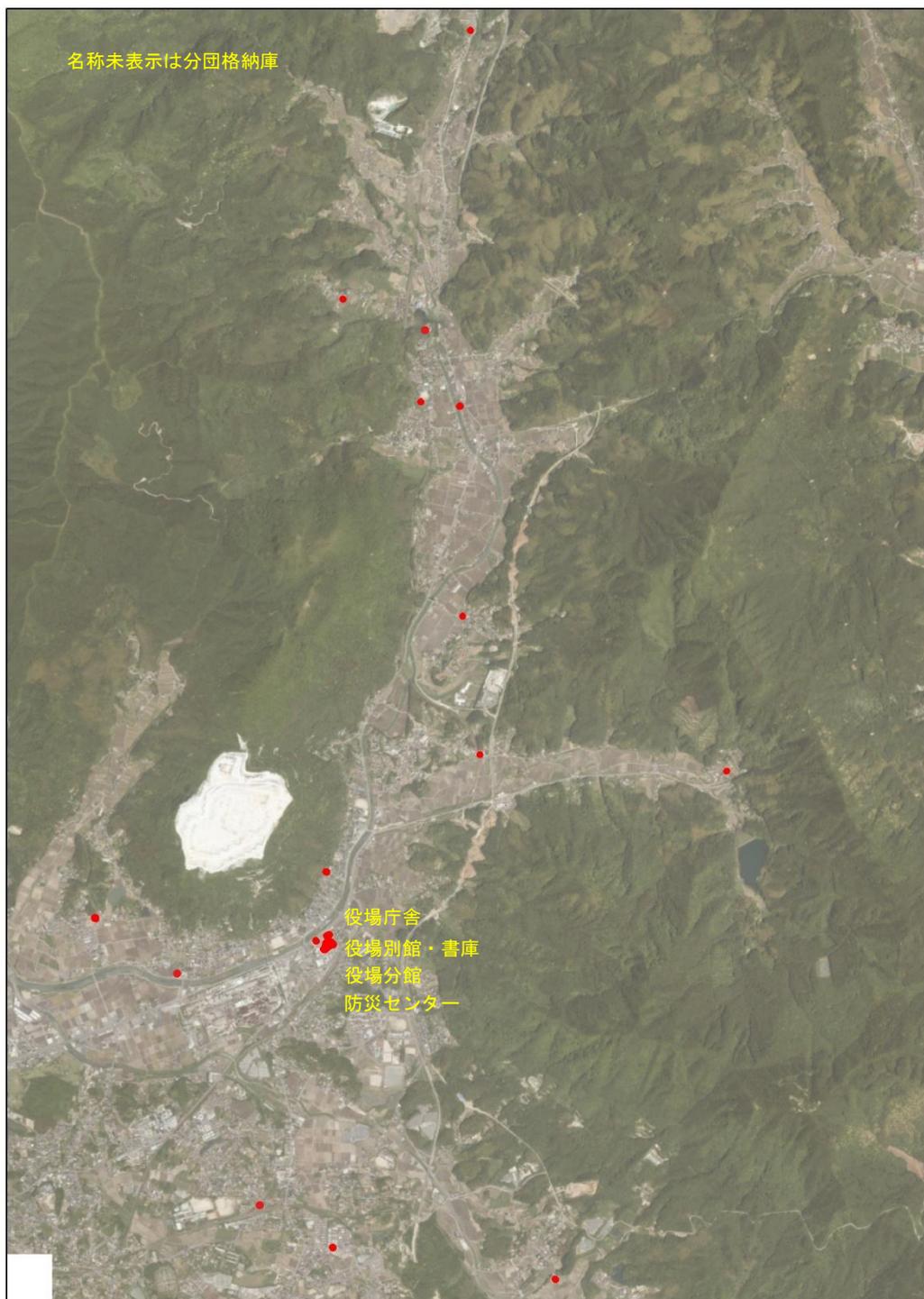
子育て支援施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・香春保育所は昭和56年度に建設された古い建物です。 ・採銅所保育所は昭和48年度に建設された古い建物です。 ・香春町子育て支援センターは平成16年度に建設された比較的新しい建物です。子育て支援に関する各種イベントを実施しており、町内外から利用されている施設です。 ・香春思永館学童クラブは令和3年度に香春思永館内に新設された新しい建物です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・香春保育所は老朽化が進んでおり、修繕等により運用しています。なお、旧香春小学校利活用計画に伴い、勾金保育所に統合後、解体する予定です。 ・採銅所保育所は老朽化が進んでおり、修繕等により運用しています。現在、照明設備のLED化を検討しており、定期的に点検を行って管理をしています。また、人口や入所率を考慮し統廃合も検討していく予定です。 ・子育て支援センターは比較的新しい建物ですが、旧香春小学校利活用計画に伴い、新たな子育て支援の拠点として、旧香春小学校跡地に移転する予定です。なお、移転後の施設の利活用については、現在検討中です。 ・香春思永館学童クラブについては、定期的に点検を行い、施設の長寿命化を図っていきます。

6-7. 行政系施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
行政系施設	・本町の主たる事務所として設置	香春町役場庁舎、役場別館・書庫、役場分館
消防施設	・消防団の活動拠点として設置	防災センター、分団格納庫

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

行政系施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は昭和48年度に竣工し、平成10年度に増築を行っています。主たる部分がかかなり古くなっているため、雨漏りや今のOA化された業務遂行に適していない状況が見受けられます。 ・役場別館・書庫は庁舎と一緒に昭和48年に竣工し、平成25年に本庁舎のエレベーター設置に伴い渡り廊下を撤去しています。耐震補強が未実施であり老朽による漏水や漏電の可能性のある状況です。 ・役場分館は昭和33年度に竣工し、国道201号の工事に伴い一部を解体して現在に至ります。耐震性の問題から今後も利用することは困難です。 ・防災センターは建築時期が不明です。主に消防本部格納庫として、また消防団の待機等で利用されています。 ・分団格納庫は、分団員の詰め所であり、また、各分団の消防車、消防可搬ポンプ等を収容しています。各消防分団の格納庫は昭和40年代に建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は老朽化による雨漏りなどの不具合箇所が確認されておりますが、今後も本施設を長期間にわたって利用していくために、施設の長寿命化計画立案に合わせた、大規模改修を計画的に進めていく予定です。また、今後も社会情勢に合わせた改修及び予防保全を行い、施設の長寿命化を図っていきます。 ・役場別館は耐震補強が未実施であり、危険性も高い施設です。今後は、庁舎周辺再整備の計画立案に合わせ、除却に向けて進め、文書倉庫及び倉庫の集約化を図っていく予定です。 ・役場分館は耐震補強が未実施であり、危険性も高い施設であることから、令和3年10月、テナントに完全移転してもらいました。今後は、庁舎周辺再整備の計画立案に合わせ、除却を進めていく予定です。 ・防災センターは常時利用をしていない施設であり、倉庫・車庫としての利用が主な利用になります。老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。 ・各消防分団の格納庫は昭和40年代に建設されたものが多く、老朽化が進んでいます。老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状況等を踏まえ、施設機能の必要性や他の分団との併設・併用など幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。

6-8. 公営住宅施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
公営住宅 施設	・健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するために設置	町営住宅、団地内集会所

②施設の 配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

公営住宅施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅は町内に715戸あり、団地数は25箇所あります。その多くは昭和40～50年に建設されており老朽化が進んでいます。また、建替えのため入居停止の団地を設けています。入居可能な団地は高い入居率であるため、空き住居の公募は不定期となっています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅は町営住宅長寿命化計画を策定していますので、計画に沿って事業を進展していきます。本町においては、再建団体になった時のひとつの要因として公営住宅の建設があります。このことから公営住宅建設には人口減少による公営住宅需要や財政負担を考慮しつつ、計画的に事業を進めていきます。原則的に人口減少に伴い、人口規模に即した住宅戸数への削減を行います。 ・住宅整備については一般財源部分をすべて地方債で財源を確保し、元利償還金については家賃収入で返済するよう事業計画を立てます。 ・一般財源を要する場合には財政部局と協議を行い、投資的経費総額で抑制を図っていきます。 ・また、新しくなった住宅については点検等による予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。

6-9. その他の施設

①施設の概要

分類	位置づけ	施設名称
その他の施設	・町民の生活環境改善に資するため、地域振興のためなど	納骨堂、ごみ最終処分場、一本松コミュニティーホール、採銅所駅舎、採銅所駅トイレ、採銅所地域活動拠点施設、旧香春小学校、旧勾金小学校、旧中津原小学校、旧香春中学校、旧香春幼稚園

②施設の配置状況



③施設の現状・分野別基本方針

その他の施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂は上柿下（昭和49年度）、長畑（昭和50年度）、鎮西（昭和50年度）、須川（昭和51年度）、宮浦（昭和51年度）、才立（昭和54年度）、豊産（昭和55年度）の7箇所建設され、上柿下（平成13年度）、長畑（平成12年度）、鎮西（平成12年度）、須川（平成13年度）、宮浦（平成13年度）、才立（平成12年度）に大規模改修をそれぞれ行っています。なお、豊産は、令和2年度に除却済みです。 ・柿下ごみ最終処分場は、昭和46年度に炭鉱離職者緊急就労対策事業により設置され、昭和56年度に拡張工事が行われています。田川郡東部環境衛生施設組合が設立され、新施設の稼働に伴い平成8年度に休止されたままとっています。 ・一本松コミュニティーホールは平成8年に新駅建設に伴い、駅舎として町が管理しています。 ・採銅所駅は大正4年に小倉鉄道が建設したものを平成23年度に九州旅客鉄道から町に所有権が譲渡されています。平成23年度に香春町が駅舎修復工事を行っています。平成22年度に香春町指定文化財に指定され、平成28年度に地方創生事業の一環として移住交流の拠点として地域おこし協力隊の活動拠点として利用されています。 ・採銅所駅舎トイレは、観光、生活環境改善などの理由から設置しています。 ・以下に掲げる旧小中学校施設は、旧採銅所小学校・旧香春小学校・旧勾金小学校・旧中津原小学校・旧香春中学校・旧勾金中学校を統合し、令和3年度に義務教育学校「香春思永館」を開校したことにより生じたものです。なお、「香春思永館」は、旧勾金中学校跡地に建設されたため旧勾金中学校は除却済みです。 ・採銅所地域活動拠点施設は、旧採銅所小学校が、令和2年度末に廃校となったことに伴い、空き校舎等を活用し、令和4年度に設置されました。各施設の状況は以下の通りです。 ・旧採銅所小学校校舎は平成18年度に建設（改築）された新しい建物です。 ・旧採銅所小学校体育館は昭和47年度に建設され、すでに耐用年数を超過した古い建物です。 ・旧採銅所小学校学童保育室は平成23年度に建設された新しい建物です。 ・旧採銅所小学校プールは平成7年度に建設され、老朽化が進んでいます。 ・旧香春小学校校舎は平成7年度に建設された比較的新しい建物です。令和2年度末に廃校となり、「子育て支援の拠点」としての活用に向けて現在計画中です。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧香春小学校体育館は昭和48年度に建設され、すでに耐用年数を超過した古い建物です。 ・旧勾金小学校校舎は昭和56年度に建設された古い建物で、令和2年度末に廃校となり、「居住推進拠点」としての活用に向けて現在計画中です。 ・旧勾金小学校体育館は昭和48年度に建設され、すでに耐用年数を超過した古い建物で、廃校後は民間団体に貸し出しています。 ・旧中津原小学校校舎は昭和61年度に建設された古い建物で、令和2年度末に廃校となった後、令和4年7月からリングロー株式会社による「おかえり集学校プロジェクト」に活用するため、同社に無償貸付し、現在「中津原集学校」として、地域活性化に寄与しています。 ・旧中津原小学校体育館は昭和61年度に建設され、すでに耐用年数を超過した古い建物で、廃校後もスポーツクラブの利用に供しています。 ・旧中津原小学校学童保育室は、昭和61年度に建設され、平成18年度に増築された建物で、廃校後は民間団体に貸し出しています。 ・旧香春中学校校舎及び体育館は昭和53年度に建設された古い建物で、令和2年度末に廃校となり、企業誘致に向けて現在計画中です。 ・旧香春幼稚園は昭和55年度に建設された古い建物で、令和2年度末に廃園となった後、令和3年7月から香春町商工会に無償貸付し、現在香春町商工会館として利用されています。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納骨堂は、点検等により予防保全を行い、長寿命化を図ります。 ・柿下ごみ最終処分場は、財政状況を勘案し、近年中に閉鎖します。 ・一本松コミュニティーホールは今後も社会情勢に合わせた改修及び予防保全を行い、施設の長寿命化を図っていきます。 ・採銅所駅舎内第二待合室は現在、香春町移住・空き家相談室として、地域おこし協力隊と集落支援員が常駐し、香春町への移住・空き家希望者の相談窓口として開設しています。築100年を超える町文化財指定の建物であることから、歴史的価値を維持しながら、点検等による予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。 ・採銅所駅舎トイレは、駅利用者、香春町移住・空き家相談室利用者、登山客・観光客に必要なトイレであることから、点検等による予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。 ・コミュニティセンター採do所（旧採銅所小学校）は、採銅所地域コミュニティ協議会の活動拠点です。同協議会へ町が貸館業務委託を実施しており、町内外から多くの利用者がいます。安全快適に利用できるよう、施設の改修や点検等による予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。

- ・旧香春小学校の校舎は子育て支援の拠点施設として令和8年度に全館オープンを目指します。これに向け、令和5年度で実施設計を、令和6年度から令和7年度にかけて施設改修を行う予定です。その後も計画的な予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。
 - ・旧香春小学校の体育館は老朽化していることから解体撤去します。
 - ・旧勾金小学校の跡地活用は、旧香春小学校跡地で進める子育て支援の拠点施設オープン後、令和8～9年度以降に着手する予定です。原則として全施設を解体撤去し、住宅用地として活用する方針です。
 - ・旧中津原小学校の各施設については、当面の間、現在の利活用を継続します。今後の活用状況に変化があった場合は、施設の維持もしくは解体について検討します。施設を維持する場合は、実質的な町負担が発生しない取組とします。
 - ・旧香春中学校の校舎、体育館及びその他の付属的な施設は、令和8年度までに除却します。
 - ・旧香春幼稚園は、今後も香春町商工会への無償貸付を継続し、建物の有効活用を図っていきます。施設の維持については、実質的な町負担が発生しない取組とします。
- 【各施設共通事項】**
- ・老朽化等により大規模改修が必要になった場合は、利用状況や地理的状况等を踏まえ、施設機能の必要性や他の施設との複合化等を幅広く検討し、公共施設として更新する場合であっても財政状況の勘案、財政負担の抑制を徹底します。
 - ・建設時からの状況の変化、利用率等を検討し、必要性の低いものについては除却を行います。
 - ・点検等による予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。

6-10. インフラ資産

①施設の概要

分類	施設	数量
道路	町道	164,363m
橋梁	橋梁	1,239m
通信	光ファイバー網	15km

②施設の現状・分野別基本方針

道路	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 町道は令和4年度末現在、164,363mで改良率は61%となっています。 道路統計年報（平成31年3月31日現在）では県内市町村の改良率平均は67%であり、令和3年度の本町の改良率は6%下回っている状況です。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 住民のニーズを捉え、かつ財政状況を勘案しながら真に必要な整備を計画的に行っていきます。 国の補助金、起債等を利用して改良を進めています。
橋梁	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 築50年以上経過している橋が半数以上あり、対応の求められる橋梁が多くあります。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁については長寿命化計画を策定しており、その優先順の高いものから順次改修を行っていきます。 危険性の高いもの、重要性の低いものについては除却を検討します。
光ファイバー	
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度に町内イントラネット用の光ファイバーを敷設し、行政用の施設間通信に利用しています。町内施設間において、通信費は必要なく多岐にわたる利用が可能となっています。ただし、町が所有する資産となるため、トラブルの発生に備えた動産保険への加入や定期的な保守点検が必要であるほか、民間電柱に添架していることから、不定期的な支障移転工事が発生しています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年代では高速通信や安全性を担保した通信には非常に高額な経費がかかっていたため、通信網を整備しました。近年では通信事業者の回線サービスが広い地域で網羅され、その通信費も安価になり、さらに回線速度や通信品質が飛躍的に向上しました。架空光ファイバーの耐用年数は20年であり、令和5年度に更新時期を迎えるため、現行の光ファイバー網を除却し、民間通信事業者の回線サービスを利用することで、トータルコストを抑える方針とします。

6-11. 公営企業等

①施設の概要

分類	施設	数量	減価償却率
上水道	管路	135,826m	44%
	土地	90,132,011円	
	建物	81,269,274円	33%
	機械及び装置	254,873,994円	55%
工業用水道	管路	2,654m	60%
	土地	1,000,000円	
	建物	887,973円	84%
	機械及び装置	20,353,800円	95%
合併処理浄化槽	合併処理浄化槽	2,236基	39%

②施設の現状・分野別基本方針

上水道	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・管路は令和3年度末現在135,826m。その内40年以上経過した管路が約48,000mあり、全体の約35%に上ります。このことから漏水事故が多発しています。 ・機械及び設備の老朽化が進んでいます。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・年間約1,000mを目標に老朽管の布設替えを実施していきます。 ・管路の老朽化が進行していますが、20年間の総支出額を10億円以内で計画的に事業を進展させます。 ・世帯戸数の増などにより水圧、水量の低下がみられる地区についても解消を行っていきます。
工業用水道	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・管路は令和3年度末現在2,654m、1社へ供給しています。 ・償却資産の老朽化がかなり進行していますが、設備投資にかかる企業債がまだ残っています。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は1社への供給であるため、現状のまま継続することに大きな問題はありません。 ・企業誘致等による新規供給には、資金面での問題があるため、個別に協議を行っていきます。

合併処理浄化槽	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から平成25年度の10年間、PFI事業により設置を推進してきました。平成26年度からは浄化槽市町村整備推進事業を実施しており、汚水処理人口は飛躍的に伸びてきています。 ・合併浄化槽の耐用年数は30年間であり、今後設備の老朽化が進むものと思われま す。 ・老朽化による更新対策として、令和元年度に浄化槽使用料を改定しました。 ・事業を安定的に継続していくため、令和3年度に「香春町下水道事業経営戦略」を策定しました。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間、事業を継続していきますが、今後の浄化槽の設置状況や社会情勢を踏まえ、事業のあり方を検討します。 ・現在は整備事業で起債した地方債の元利償還金相当額を一般会計から繰り入れていますが、更新などにかかる経費負担については特別会計内で収支を安定させるようにします。

1. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

従来の対処療法的な考え方から脱却し、予防保全の視点を重視するため、計画的な維持管理等の実施や地方債の有効活用を行い、計画的な事業執行を行うことで、事業に係る資金需要や事務作業等の平準化を図っていきます。また、新規事業を要求する場合には、その必要性及び費用対効果を十分に検討し、可能な限り特定財源の確保に努め、一般財源を必要とする場合は既存事業の廃止・縮小を検討します。

そして、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に充当可能な財源不足が見込まれる中で、新たに専門職員を増員することは、財政負担上困難なため、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための基礎知識を職員が取得し、コスト意識を全体化していくとともに、担当職員の技術向上を図るなど、人材育成に努めます。

2. 計画のフォローアップの実施方針等

維持管理に関する庁内の横断的な体制を整備し、情報管理・共有を図りながら計画を行います。また、施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理及び更新等を推進するため、トータル管理コストの低減、年度間の管理費の平準化の視点で、管理方策や更新施設の優先順位等について検討します。

本計画は、香春町を取り巻く様々な環境に柔軟に対応することを基本方針かつ実施方針とし、随時フォローアップを行い、必要に応じて随時計画の見直しを行っていくものとします。

3. 地方公会計の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たって前提となる大変重要な情報です。每期適切に固定資産台帳及び財務書類を作成・更新するとともに、老朽化度合いの把握、施設の更新時期及び必要金額、施設ごとの経費等必要に応じ検証し、より一層の施設マネジメントへ活用します。

4. 進捗管理と改訂

町の置かれた状況は常に変化していきます。人口ビジョンにおける人口推計や財政状況などを適宜、本計画に反映させる必要や進捗状況の確認を行う必要もあることから、概ね5年毎に進捗確認と計画の改訂を行います。

5. 過去に行った対策の実績

過去に策定した個別施設計画は以下の通りです。

- ・香春町子育て関連施設個別計画（平成30年12月）
- ・分野別個別計画：インフラ資産（平成31年3月）
- ・香春町地域福祉センター（香泉荘）個別計画（令和元年10月）
- ・香春町公営住宅等長寿命化計画（見直し）（令和元年11月）
- ・香春町産業（系）施設個別計画（令和3年3月）
- ・香春町社会教育施設及び社会体育施設関連個別計画（令和3年3月）
- ・香春町学校教育施設個別施設計画（令和3年3月）
- ・香春町行政施設個別計画（令和3年3月）
- ・町民文化施設個別計画（令和3年6月）
- ・香春町その他施設個別計画（まちづくり課所管分）（令和3年8月）
- ・香春町消防施設個別計画（令和3年9月）
- ・勤労者研修センター（なごみの杜かわら）個別施設計画（令和4年3月）

- 平成29年 3月策定 初版
- 令和 元年10月改訂 第2版
- 令和 5年 3月改訂 第3版
- 令和 7年 6月改訂 第4版

香春町公共施設等総合管理計画

第4版

令和7年6月

香春町役場 まちづくり課

〒822-1492 福岡県田川郡香春町大字高野 994 番地

TEL:0947-32-8408 FAX:0947-32-4815

E-mail(LGWAN): zaisei@town.kawara.lg.jp

E-mail(インターネット): zaisei@town.kawara.fukuoka.jp